

詳しくは
こちら



不服の申立て

市税の賦課決定、督促等の処分について不服がある場合、市長に対して「審査請求」をすることができます。固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができます。上記の不服の申立ての決定に対しても不服がある場合は、裁判所に対して取消訴訟を提訴することができます。

※ 審査請求・審査の申出のどちらも利用を検討するに当たっては、課税や評価の内容、不服の申立ての方法について、事前に担当課から説明を受けていただきますようお願いします。

① 審査請求

審査請求ができる人	市税の賦課決定、督促等の処分を受けた人	
審査請求先	新潟市長	
審査請求ができる期間	賦課決定	処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
	督促	督促があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
	財産の差押え	差押えがあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 又はその公売期日等のいずれか早い日

市税への不服

市税への不服

詳しくは
こちら



② 審査の申出

審査の申出ができる人	固定資産税の納税者	
審査の申出先	新潟市固定資産評価審査委員会	
審査の申出ができる期間	固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月を経過するまでの間	
審査の申出ができる事項	令和6年度（基準年度）	令和7年度・令和8年度（基準年度以外）
	固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）	<ul style="list-style-type: none"> ○土地 <ul style="list-style-type: none"> ・地目の変換や分筆等があった場合 ・地価の下落に伴う土地の価格修正があった場合 ○家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・新築による価格 ・改築や一部取壊し等があった場合

※ 土地および家屋の評価額は、3年に1度の基準年度に見直しを行います。令和8年度は、令和6年度の価格を原則として据え置くこととなります。次回の評価替えは、令和9年度に行われます。

新潟市固定資産評価審査委員会とは

市民、市税の納税義務がある者、学識経験者の中から、市議会の同意を得て市長が選任した3名の委員で構成され、審査の申出のあった価格（評価額）について公正に審査する中立の行政委員会です。